

第 4092 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 9月30日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 65万円の青色申告特別控除

**Q**：個人が青色申告する場合、一定の要件を満たせば65万円を所得から控除してくれるのですが、どのようになっているのですか？

**A**：正規の簿記の原則にしたがって記帳しなければなりません。

### 【解説】

個人の青色申告控除には、10万円の控除と65万円の控除があります。

65万円の控除を受けるには、帳簿に一切の取引を詳細に記録しなければならず、次の要件を満たさなければなりません。

- ①青色申告者であること
- ②不動産所得又は事業所得であること
- ③すべての取引を正規の簿記の原則にしたがって記帳すること
- ④仕訳帳や総勘定元帳その他必要な帳簿を作成すること
- ⑤帳簿は取引の発生順にその内容を記帳すること
- ⑥決算整理を行い、棚卸表を作成すること
- ⑦貸借対照表及び損益計算書を作成し、これらを確定申告書に添付すること
- ⑧提出期限内に確定申告書を提出すること

なお、65万円の青色申告控除は、不動産所得、事業所得の順に控除することになっており、控除額として記載した金額が限度になることとされています。

